

平成30年度
第3回理事会 議案書

平成30年12月17日
於：株式会社コンセック会議室

公益財団法人 秀里会

— 次 第 —

1 開会のことば

2 定足数の確認

3 議長の選出

(4 議事

第1号議案 2018年度 奨学金交付対象者承認の件

第2号議案 2019年度 募集要項の承認の件

5 閉会のことば

(

「第1号議案」2018年度 奨学金交付対象者承認の件

公益財団法人秀里会の2018年度奨学金交付事業については、理事会で承認した予算及び奨学生募集要項に基づき、ホームページへの掲載等により募集を行いました。

応募状況は、別紙1「2018年度 公益財団法人秀里会奨学金応募者一覧」にありますとおり、大学生が42名、大学院生が13名の合計55名となっており、募集予定人員の30名を大きく上回っております。

奨学金交付対象者につきましては、公益財団法人秀里会定款第59条第2項第1号に基づき、選考委員会から、別紙2「奨学金交付対象者選考基礎資料」に掲げる者のうちNo1からNo30までの者を選考してはどうかとの提案を受けております。

また、選考委員会からは、別紙3「2018年度奨学金交付対象者選定から除いた者」に掲げる者を、以下の理由により選考対象から除いた旨の報告を受けております。

- 1 大学院生
- 2 兄弟姉妹が申請している場合の弟又は妹
- 3 日本学生支援機構の第二種基準を上回る収入がある者

2018年度の奨学金交付対象者につきまして、選考委員会から提案があつた「奨学金交付対象者」とすることを提案いたします。

「第2号議案」2019年度 募集要項の承認の件

2019年度募集要項については、選考委員会から次の提案があり、これに基づき、別紙4とすることを提案いたします。

1 奨学金交付対象者

2019年度の応募者は、2018年度の実績状況から見て、増加することが見込まれる。

また、交付対象者の人数は、予算上の制約から増加させることはできない。

以上のことから、交付対象者を高校生と大学生とし、大学院生を除いてはどうか。

2 募集時期等

2018年度は、事業開始初年度であったことから、11月を応募時期としたが、2019年度は、平常年となるため、6月を応募時期とし、8月に選考して9月に奨学金交付としてはどうか。

6. 選考基準

- (1) 収入状況は、独立行政法人日本学生支援機構の収入金基準に準じて選考します。
- (2) 学習状況は、独立行政法人日本学生支援機構の成績基準に準じて選考します。

7. 結果通知

2019年度は、2019年9月上旬に応募者宛に通知します。

8. その他

- (1) 他の奨学金と併用可能です。
- (2) 奨学金給付を受ける学生は、「学業成績及び生活状況報告書」(様式2)を2020年2月末日までに作成し、当財団まで提出していただきます。

9. お問い合わせ先

広島市西区商工センター4丁目6番8号 株式会社コンセック内
公益財団法人 秀里会担当者 市来 (いちき)
電話番号 082-277-5451